（７）船場周辺

たまりの空間　建物と街路の親密性　まちかどのアクセント

壁面後退部の歩道状空地のつくりと建物低層部のしつらえにより、ヒューマンスケールな界隈景観が作り出されている。また近代建築が各所に散見され、まちなみにアクセントを与えている。

交差点付近の空間や歩道部のつくりは、歩行者が溜まれるような設えになっているなど、通り景観を特徴的なものにしている。

①歩道状空地と親密な建物１階のしつらえ　②道路に面した歩道状空地

③差点付近のまとまりのある広場空間

④建物一階部分のヒューマンスケールのつくり

⑤近代建築がのこる

【想定される阻害要因の例】　・雑然とした広告物

（８）大阪駅前

◆中・遠景の視点場と視対象

ターミナルとなっている大阪駅前は、視点場となる位置が明確で、面的に開けていることが多い。そのため、視点場の周囲を取り囲む建築物のファサード等が主要な視対象となる。

◆近景の視点場と視対象

近景においては、歩行者空間が視点場となるため、建築物の低層部の設え等が視対象となる。

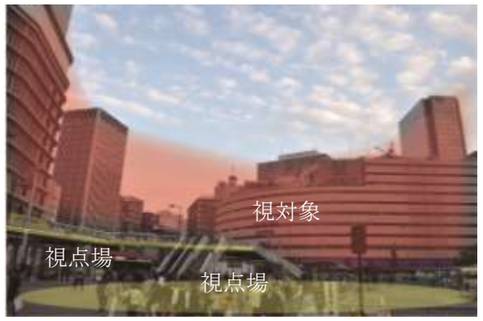

・中・遠景の視点場と視対象

・近景の視点場と視対象

囲まれ感　すっきりとしたデザイン

重厚感やヴォリュームが感じられる低・中層部を持つ建築物が並んでおり、一定の囲まれ感を感じる。また、突出した意匠、広告物は見られず、すっきりとして、落ち着いた印象を受ける。

①デッキ上から

②駅前広場から

建築物の低層部はショーウインド等の設えが多く、歩行者の目を引くようになっているが、整然とした印象も受ける。また交差点部等では、大きくセットッバック空間がとられているなどすっきりとしたまちなみとなっている。

①すっきりとした百貨店の低層部

②交差点部に見られるたまり空間

（９）難波駅前

囲まれ感　　にぎわいのまちなみ

難波駅前についても、大阪駅前同様、駅前広場などのオープンスペースが主な視点場となる。一方、駅前広場の規模が大阪駅よりも小さいため、より囲まれた印象を受ける。主な視対象となる建築物のファサードは落ち着いた構成となっており、風格を感じることができる。

①囲まれ感のある駅前広場

②にぎやかな駅前広場に隣接する一帯

周囲の大規模な建築物の１階部分はショーウインドになっているなど、にぎわいに寄与する構成となっている。

①透過性のある設えとなった１階部分

（10）その他

①界隈性のある面白いまち（例えば、空堀・中崎町・南堀江など）

にぎわいのまちなみ　　ヒューマンスケールの路地空間　　営みの表出　　記憶の風景

古くからのまちなみが残されている一方で、近年、住宅の商業用途への転換等により、一定の集客を獲得している地区でもある。

過密な街区において、狭小な建築物が店舗等として利用されているため、街路と建築物の１階部分は親密な関係にあり、にぎわいのある界隈となっている。

都心から近いため、マンションなどの共同住宅も増加しており、まちなみの分断につながっている一方、マンションでも１階部で店舗を展開するなどにぎわいに寄与している物件も見られる。

①長屋の店舗等としての活用

②幅員の狭い路地に展開する店舗等

③整然としたマンションの低層部

④店舗が設置されたマンションの１階

【想定される阻害要因の例】　・まちなみのスケール感を逸脱した建物

②ＨＯＰＥゾーン事業等により修景事業が進むまちなみ（例えば、平野郷・住吉大社周辺・田辺地区など）

受け継がれるデザイン　ヒューマンスケールの路地空間　聖なる場所　記憶の風景

古いまちなみの残る地区で、伝統的な建築物も多い。街割も大きくは変わっておらず、細い道路が多く、子どもが路地で遊んでいるなど、親しみのある風景が見られる。

また、神聖な場所として古くより住民の生活と密着した寺社などは、歴史的なまちであることを感じさせる景観要素でもある。

①伝統的な建築物

②古い街割による路地空間

③神社と神社へ続く街路

【想定される阻害要因の例】　・周辺のまちなみにそぐわない意匠の建物

（参考）Ⅲ　想定される施策メニュー例

（１）景観法の法定事項の更なる活用の観点から

①特徴的な景観要素の重点区域化

〈候補対象エリア例〉

■建築美観誘導路線

例１）　景観軸として位置付け

・路線全体は景観軸と位置付けた上で、区間特性に応じて、「統一感のある街路景観」として保全すべき区間、「にぎわい景観」として誘導する区間などを区分することが考えられる。

例2）景観エリアとして位置付け

・路線の区間を面（界隈）的な捉え方により、例えばにぎわいが卓越する区間(ex. 御堂筋・堺筋の長堀以南、国道２号 等)などはにぎわい景観エリアとして位置付けることが考えられる。

■中之島

・・・・

〈他都市の事例〉

・東京都（景観基本軸を位置付け）

・名古屋市（都市景観形成地区を位置付け）

②市街地全域における景観誘導の詳細化

【基準の詳細化】

・土地利用や行為の種類ごとに基準を詳細化することが考えられる。

（例）住居系、商業系、工業系 ごと

・景観特性と関連の強い土地利用に応じて届け出対象行為の規模（や種類）又は基準を変えることが考えられる。

（例）都心中央エリア、港湾エリア、周辺エリア ごと

・大規模な工作物を届け出対象に追加することが考えられる。

（例）橋梁、高架道路 など

〈他都市の事例〉

・仙台市、福岡市（景観計画区域をゾーン区分）

（２）他施策との連携の観点から

・これまで都市計画や建築行政、広告行政が緩やかな連携を取りながら関与してきたところであるが、より良好な景観形成を誘導することをめざし、関連制度を効果的に併用することが考えられる。

①屋外広告物条例や他制度との連携強化

・景観計画における区域区分に応じて広告物の表示等の制限を行うとともに、それに即して屋外広告物条例や他制度との連携を図ることが考えられる。

例）美観誘導路線 など

〈他都市の事例〉

・京都市（屋外広告物条例と連携して意匠、色彩などを規制）

・神戸市（景観計画において基準を位置付け）

②都市づくりとの連動

・特に景観への配慮が求められる特定エリアにおいてあらかじめ景観形成のガイドプランを定めるとともに、大規模な都市開発がある場合に都市計画等の手続きに先立ち、ガイドプランに基づき個別のデザインレビューを行うことが考えられる。

また必要に応じて景観アドバイザー（都市景観委員会（審査部会などを設置））の意見を聴く仕組みを導入することが考えられる。

（例）御堂筋　など

〈他都市の事例〉

・東京都（皇居周辺など）

（３）地域主導の景観まちづくりの支援の観点から

・まちづくり支援など景観分野以外の施策による支援制度との連携を図りながら、地域主導の景観まちづくりルールの策定やその運用を支援する仕組み等を支援する施策の構築することが考えられる。
・対象となる地区としては、(ⅰ)特徴的なまちなみや景観資源がある地区（主として周辺部）、(ⅱ)エリアマネジメントを担う地元組織がある地区（主として都心部）、(ⅲ)まちづくりの取り組みのある地区が挙げられる。

（例）(ⅰ)区と連携した地域の顔づくり、地域で親しまれている通り、身近な界隈　など
(ⅱ)うめきた、御堂筋、OBP　など
(ⅲ)まち支援による取組みエリア、HOPE ゾーン事業エリア　など

〈他都市の事例〉
・東京都（しゃれた街並みづくり条例）
・京都市（地域景観づくり協議会：地域組織との協議の義務付け）
・成田市、仙台市、名古屋市（住民提案制度）

（４）より効果的な協議・誘導方策の導入（他分野の施策との連携など）の観点から

・より効果的で、かつ、実行性のある景観誘導にあたっては、周辺地域の実態に応じて事業者のモチベーションを高めつつより良い景観形成の取り組みを引き出していくことが考えられる。

①公共事業等と連携した街並み形成誘導
・無電柱化の推進に併せた街並み誘導
・文化・観光戦略と連携した重点的な街並み誘導

②景観アドバイザー派遣等
・まち支援制度との連携

③公共的空間の利活用
・・・・

④景観誘導と連動した容積ボーナス
・総合設計制度と景観形成基準とを連動させ、景観配慮の内容に応じて容積率ボーナスの対象とする。

〈他都市の事例〉
・東京都（総合設計制度＋街並み景観ガイドライン

・・・・

（５）その他

・市民啓発のための取り組み